

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録

日時：平成 28 年 12 月 15 日(木)14:00 ~ 16:00

場所：恩賜林記念館東会議室

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議会委員 >

工藤委員、後藤委員、小林委員、坂本委員、佐藤委員、鈴木委員、福原委員、湯本委員

< 事業者 >

いちご ECO エナジー株式会社

代表取締役社長 五島英一郎氏

営業本部エナジーソリューション部長 塚水尾(たみお)太郎氏

営業本部エナジーソリューション部 大川礼次郎氏

地域自然財産研究所 篠田授樹氏

特定行政書士 堀内昭司事務所 所長 堀内昭司氏

株式会社早野組 土木本部 開発設計部付部長 森田二三夫氏、環境事業部長 河西和彦氏

< 事務局 >

前沢森林環境部理事、古屋大気水質保全課長、曾根課長補佐、石井副主幹、黒田主任

次第

1 開会

2 議事

議題 1 会長選任について

議題 2 いちご韮崎穂坂町柳平 ECO 発電所第三分類事業届出書について

議題 3 その他

3 閉会

資料

次第

席次表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料 1 第三分類事業の判定の手続について

資料 2 判定基準表

資料 3 事業概要について

資料 4 欠席委員からの意見

参考資料 山梨日日新聞

非公開資料 事業用地及び周辺においての稀少動植物種の状況(審議会終了後回収)

事業者配布資料 いちご ECO エナジーのご案内

1 開会

(進行 曾根課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます、大気水質保全課 環境影響評価担当 課長補佐の曾根でございます。よろしくお願いいたします。

今回は、昨日の12月14日に任期満了となった後の最初の審議会であり、本来であれば、ここで、皆様に委嘱状を交付させていただくところでございますが、お席に置かせていただきました委嘱状をお受け取りいただくことで、交付に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、山梨県環境影響評価等技術審議会の開会にあたり、前沢森林環境部理事より、ごあいさつを申し上げます。

(前沢森林環境部理理事)

森林環境部理事の前沢でございます。午前中は、御苦労さまでございました。私は、エコパークと環境影響評価等技術審議会に関することを担当しております。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

年末のお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日から新たに審議委員に御就任いただき、大変ありがとうございます。

本日でございますが、議題は、太陽光発電所、いちご葎崎穂坂町柳平 ECO 発電所に関する第三分類事業届出がございまして、いわゆる判定案件でございます。これについて、御審議いただくことになります。

判定案件でございますので、この技術審議会、条例に基づきまして、技術審議会の御意見をいただき、さらに、地元の葎崎市長からの御意見を聴いたうえで、知事が判定をするということになります。

本日は、事業者さんに来ていただきまして、説明を受けた後、御審議をいただくことになります。限られた時間ではございますが、なにとぞ、御審議をよろしくお願いいたします。

また、今年度も年末、さらに3月の年度末に向けて、具体的に出てこなければ何ともいえないですが、予定の案件もございますので、お忙しい時期ではございますが、皆様のお力添えを、ぜひいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

2 議事

(進行 曾根課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。本日は、15名の委員のうち、8名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することができる旨、報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、席次表、委員名簿、資料1、資料2、資料

3、資料4、参考として、12月13日の山梨日日新聞となります。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。配布資料は、よろしいでしょうか。

続いて、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。審議中は静かにお願いします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。以上、御協力をお願いいたします。

昨日の12月14日に任期満了となり、現任期になって初めての審議会でありますので、ここで、委員のみなさまの紹介をさせていただきます。時間の都合上、お手元の席次表の順に紹介させていただきます。なお、各委員の専門分野につきましては、お手元の資料「山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿」のとおりです。工藤泰子委員、後藤聡委員、小林富一郎委員、坂本康委員、佐藤文男委員、鈴木邦雄委員、福原博篤委員、湯本光子委員です。

また、本日御欠席の委員も紹介させていただきます。岩田智也委員、石井信行委員、伊東英幸委員、杉山憲子委員、高木直樹委員、田中章委員、早見正一委員です。急遽欠席の連絡のあった岩田委員は、今回より新たに就任していただいております。

お願いが1点あります。審議会の議事録を作成することになっていきますので、録音をしております。録音からの書き起こし作業をスムーズにするためにも、マイクを使用して発言をお願い致します。それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

【議題1 会長選任】

(進行 曾根課長補佐)

本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっておりますが、本日は、委嘱後初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、事務局が進行を執り行わせていただくことをご了承ください。

会長の選任につきましては、条例第47条第7項の規定により委員の互選となっております。どなたか、ご提案はございませんか。

(湯本委員)

事務局案があれば、よろしくをお願いします。

(進行 曾根課長補佐)

ただいま、事務局案という御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

<意見なし>

(進行 曾根課長補佐)

事務局から提案をお願いします。

(事務局 石井副主幹)

事務局としては、これまで本審議会の会長をお願いしております、坂本委員に会長の職をお願いしたいと考えております。

(進行 曾根課長補佐)

ただいま事務局より、坂本委員に会長の職をお願いしたいとの提案がありました。いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもってご賛同をお願いします。

<拍手>

(進行 曾根課長補佐)

ありがとうございます。ご賛同いただけましたので、坂本委員には、会長の職をお願いいたします。坂本会長は会長席に移動をお願いします。

(進行 曾根課長補佐)

それでは、まず、はじめに坂本会長から御挨拶をいただきたいと思います。

(坂本会長)

山梨大学の坂本です。皆様と一緒に、また本年2年間、委員を務めていきたいと思えます。また、引き続き、会長兼議長ということで、務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本審議会は、山梨県で行われる、さまざまな開発事業に対して、環境を守るという重要な役割がございます。皆様には、それぞれの専門的な立場から、いろいろな御意見を伺いたく思っています。今後とも、よろしくをお願いいたします。

(進行 曾根課長補佐)

ありがとうございました。引き続き、会長の職務代理者の選任を行います。職務代理者につきましては、条例第47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員があたりこととなっています。坂本会長、職務代理者の指名をお願いします。

(坂本会長)

はい。この職務代理についても、引き続き、山梨大学の石井先生、本日御欠席ですけれど、石井先生をお願い致したいと思えます。

(進行 曾根課長補佐)

ただいま、坂本会長から石井委員を会長の職務代理者として指名がございました。石井委員は本日、欠席しておりますが、石井委員に、職務代理者の職をお願いすることにいたします。

それでは、条例第47条第10項に基づき、改めて坂本会長に、議長として議事の進行をよろしくをお願いいたします。

(坂本会長)

はい。それでは、議事を進めたいと思います。

まず、最初に毎回やっておりますが、運営方針の確認というのをさせていただきたいと思います。ちょっと読ませてもらいますと、本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「1、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。2番目に議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。」このようにさせていただきたいと思いますのでご確認をお願いいたします。

それから「希少動植物保護の観点」からということからございましたけれど、「希少動植物保護の観点」から、審議の一部、希少動植物に係る部分については、非公開で行いますのでよろしく申し上げます。

非公開ということですのでこの部分につきましては、報道関係者及び傍聴人の方は、一旦、本会場から退出をお願いいたしますので、ご協力をよろしく申し上げます。

【議題2 いちご萑崎穂坂町柳平 ECO 発電所 第三分類事業届出書について】

それでは、本日の議題のメインであります議案について審議を進めたいと思います。議題2「いちご萑崎穂坂町柳平 ECO 発電所 第三分類事業届出書」ということについての議題です。

まず、事業の概要や今後の手続きについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局：石井副主幹)

それでは事務局から説明いたします。座って説明させていただきます。資料1をご覧ください。資料1は第三分類事業の判定の手続きについてです。1番目に、第三分類事業の判定についてということで、本県の環境影響評価条例では一定規模以上の件については第二分類事業として環境影響評価手続きを必ずするとともに、第二分類事業の規模に準じる規模の事業を第三分類事業と定めております。

第三分類事業は事業が行われる地域の特性や事業の内容等を基に環境アセスメントの手続きが必要かどうかについて知事が個別に判断するものでございます。

2番目に手続きの流れをご説明いたします。第3分類事業を実施する事業者は、その事業が環境アセスメント手続きを行う必要があるかどうかについて判定を受けるために、知事に届出を行います。

届出書が提出されますと、知事は60日以内に、その事業が地域の環境の特性に対して大きな影響を及ぼす事業であるかどうかというのを判断するために、市町村長及び山梨県環境影響評価等技術審議会の意見を聴きながら、判定基準に基づき、環境アセスメント手続きを行う必要があるかどうかについて判定を行い、その結果を事業者に通知することとなっております。そこに示してある図が判定のフローとなっております。

裏面をご覧ください。3番目の判定基準と考え方でございます。第三分類事業が実施される地域及びその周辺において判定基準に示される対象が存在又は、将来存在することが

明らかであり、かつ、事業の内容がその対象に影響を及ぼすと判断される場合は環境影響評価手続きが必要と判断することになります。

資料2をご覧ください。A3の横書きで、これは第三分類事業の判定基準でございます。

一番上の1番ですが、当該第三分類事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは環境影響評価の程度が著しいとなるおそれがあると認めることになります。いずれかに該当とするということは、下の漢数字の一から四、一の(段)ですと、例えば事業地内にイからヨの対象事業施設が存在し、かつ、環境影響を及ぼすおそれがあるという場合は環境アセスメントをなささいというような結論になります。また漢数字三番のイから二に示していますように、対象施設や区域がなくとも、著しく悪化するおそれがあると認められる場合も環境アセスが必要ということになります。

現在、これらの施設や地域につきましては庁内の関係各課に照会しております。次回の審議会までにはこれらの結果が出ることとなっております。資料1にお戻りください。4番の本案件のスケジュールでございます。平成28年12月7日に本届出書が提出されました。翌日の12月8日に葦崎市長に意見照会し、翌年1月10日までに回答をもらうこととなっております。本日12月15日、技術審議会及び現地調査を、現地調査につきましては午前中に終了いたしました。

1月16日に2回目の技術審議会を開催する予定でございます。この審議会におきまして、審議会としての結論をまとめる方向で考えております。2月6日までが知事の判定期限となっております。

続きまして、資料3をご覧ください。資料3はいちご葦崎穂坂町柳平 ECO 発電所の事業概要でございます。この後、事業者より詳細な内容を説明していただきますが、基本的な事項と事業用地の状況につきましてご説明いたします。ページを捲りまして、2ページをご覧ください。事業者及び事業内容でございます。事業者はいちご ECO エナジー株式会社、事業名はいちご葦崎穂坂町柳平 ECO 発電所、事業地は葦崎市穂坂町柳平の山林でございます。事業内容としましては太陽光発電事業、事業規模は事業用地面積が28.7ha、これは山梨県環境影響評価条例施行規則別表19に掲げます第三分類事業、15ha以上30ha未満の宅地の造成事業に該当するということでございます。3ページ目の地図でございますが、山梨県内で葦崎市、それから事業用地の位置図を示してあります。ページ捲りまして4ページ目の地図でございますが、葦崎市内の詳細な事業用地の地図を示してあります。5ページ目は地域特性及び事業特性の概要でございます。1番目に本事業用地は葦崎市街地から北東約7kmに位置し、県道27号線、葦崎昇仙峡線沿いに位置します。ゆるやかな尾根の山林で、主たる特性はアカマツ林が占め、カラマツ植林やスギ、ヒノキも混在しております。本事業用地の東側にはカントリークラブ・グリーンバレーや敷島カントリークラブが立地しており、また、既に事業用地西側には小規模ではありますが、1ha未満～数haの太陽光発電施設が隣接して設置されてございます。本事業用地は葦崎市景観計画の山岳・森林ゾーン内にあり、また事業用地の一部西側には土砂災害警戒区域に指定されております。なお、山梨県が昨年策定いたしました太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおきましては、市町村景観計画における重点地域等のため、立地を避けるべきエリア内であるということでございます。4番目ですが、太陽光パネルの設置につきましては、可能な限り現状の地形を活かし、土地の切土、盛土を最小限に抑えるこ

とを基本として、調整池や側溝の設置により、適切に排水するとしております。また、事業用地の25%の森林を残し、パネルの周辺には森林で囲い、周囲からパネルが見えないように配慮するという計画しております。5ページ目の方をお願いいたします。5ページ目の写真は周辺の開発状況でございます。東側にゴルフ場、北側にはミニサーキット施設、それから先ほど言いましたように、敷地の西側には小規模な太陽光発電施設が並んでいるということです。7ページは事業用地の入口の状況でございます。先ほど、現地を見た委員の方は大体イメージできると思いますが、行かれていない委員につきましては、こんな感じであることをご承知置きください。8ページ目は入口付近の様子でございます。9ページ目は林内の状況でございます。10ページも同じように林内の状況でございます。11ページは、事業用地西側を流れます河川、権現沢川というところがありまして、これは11月28日に撮影したのですが、河川には、ほとんど水が流れていない状況でございます。本日も午前中行った時は水が全くと言っていいほど流れていない状況でございます。捲りまして、12ページはこれも先ほどの河川の下流の写真でございますが、水が流れていない状況でございます。13ページ目は事業用地西側にある溜池。これは2つあるのですが、下側の溜池でございます。この池は、特に水道ですとか農業用に使われているということではなさそうです。最後の写真ですが、これは事業用地西側の既設の太陽光発電施設、小規模な太陽光発電施設が並んで設置しているという状況でございます。以上が事業概要の説明でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。この部分について何かご質問ありますでしょうか。

(佐藤委員)

この写真は全て11月28日に撮影されたものですか。

(事務局：石井副主幹)

はい。そうです。

(坂本会長)

他にいかがでしょうか。よろしければ、ここから事業内容について事業者からの説明をいただきたいと思います。この最初の部分につきましては希少動物等の説明を除いてお願いいたします。本日の会議は一応4時を目途に終わらせたいと思っていますので、説明も30分くらいで、簡潔にお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

～事業者からの説明～

(事業者(五島社長))

今日は年末の忙しい中、審議会を開催していただきありがとうございます。

私は、事業者である、いちごECOエナジー代表取締役社長の五島でございます。

最初に、弊社側の出席者を御紹介します。皆様から向かって右側が当社プロジェクト担

当の堰水尾（たみお）です。その隣が大川です。今回、この調査をお願いしました地域自然財産研究所の篠田先生です。今回、許認可関係の助言をお願いしております、特定行政書士の堀内さんです。そして、早野組の森田さんと河西さんです。以上、弊社の出席者です。

まず、弊社について御説明をいたします。私どもは、いちご株式会社でございまして、ストロベリーのいちごではなく、一期一会のいちごでございまして。弊社で一番の有名人は三宅宏美親子でございまして。CSRの一環として、ウエイトリフティング事業に力を入れている会社であります。

主な事業としては、不動産事業及び不動産の運用事業を主体としています。運用資産は約 3500 億円程度、東京証券取引所第 1 部に上場しております。

その傘下であるいちご ECO エナジー株式会社ですが、再生可能エネルギーを運営、保有を目的として設置させていただいております。現在のところ、全国に 31 箇所を運営しております。計画でいきますと、本県は含めず、約 40 箇所、120 メガ程度のソーラー及び風力を計画しているところです。特徴的なのは、その内約 20 箇所が地方自治体様の土地をお借りし、そして、我々が地域に貢献しながら、ソーラーをやって行こうということで、協力しながらやらせていただいているのが大きな特徴です。一番大きなもので、現在、群馬県で 43 メガワットの太陽光発電所を計画しております、来年の秋には竣工の予定です。私ども県あるいは、該当する市町村の御指導をいただきながら、大規模開発等にも取り組んで来ております。

そういった実績を持ちながら、今回、約 1 年前に御縁がありまして、事業用地の大部分を所有する宗教法人様とお会いさせていただき、その後、柳平地区の皆さんとお話をさせていただきながら、今回、12 月 7 日に申請をさせていただいたというような状況です。

一昨日、一部報道で反対という意見が報道でなされたと聞いておりますが、私自身も今年の 2 月に地区への御説明、また、改めて一昨日、弊社の社員が確認しましたところ、他社の案件と混同しているようで、御賛同と、御意見をいただいております。これにつきましては、手続の中で、蕪崎市への照会の中で回答が帰ってくるかと思っております。

（事業者（堰水尾氏））

いちご ECO エナジーの堰水尾と申します。私の方から事業の概要を御説明いたします。お手元の資料の図面の 6-1 を御覧ください。この図面を中心に御説明させていただきます。

まず、概要の 1 ページ目から説明させていただきます。事業の名称はいちご蕪崎穂坂町柳平 ECO 発電所です。事業面積としては、28.72ha、パネルの容量は 19.39MW、設備認定容量は 14M でございます。

2 ページですが、計画の概要は図面を見ながら説明したいと思います。太陽光パネルですが 62,544 枚、これを設置して、19M を予定しております。パワーコンディショナーですが、小型 PCS を設置する予定ですが、326 台の設置を計画しております。メーカーについては、今現在、REC Solar と Huawei を載せていますが、建築する上で最適な物を考えています。架台については杭工法、施工に関しては、造成は早野組様、太陽光の設置については、東京にあります JFE プラントエンジニアリング株式会社様の予定です。工期は、約 2.5 年、伐採、除根、排水で約 1 年、太陽光発電施設の設置で約 1.5 年を考えています。

土地の利用計画ですが、今回、大前提として、伐採、抜根はしますが、土地の地形は、ほぼいじらずに、土砂の搬出も搬入もありません。地形は、今日、現地を見ていただいたとおり、南西傾斜を生かして太陽光パネルを設置する予定です。私どもの計画として、周りに緑地を28%ほど設置して、周りから見えなような計画をしています。これは、林地開発でも同じような形態と思われる。

排水計画ですが、今、早野組さんともいろいろ計画しておりますが、調整池を2つ置いて、そこに水がたまるようにU字溝を設置して、30年確率で鉄砲水が来ても、地域の皆さんに迷惑をかけないような排水施設を計画しております。これについては、今後、詳細な測量とか林発調査を実施して、多少の変更はあるとは思いますが、調査の結果に従って、計画を見直していきたいと考えております。

3 ページを見ていただいて、環境面を御説明したいと思っております。まず、大気質ですが、建築中に機械や車両等が入ってきますので、できれば、アイドリングストップに努めたり、交通ルールを遵守して、安全確保に努めて行きたい。給排水衛生施設は作らないため、影響はございません。雨水等についても、調整池を作り、皆様の御迷惑にならないような計画を考えています。騒音・振動については、同じように機械車両についてはアイドリングストップに努め、交通ルールの遵守と安全確保に努めます。特別高圧変電所を作りますが、人家から100m以上離れたエリアに設置し、エアコンやファンは人家に向けないように、音がそちらに行かないように作ることを考えています。また、パワーコンディショナーですが、エアコンレスの分散型を使いますので、音は出ません。低周波ですが、基本的に機械から発生するものはわずかでございまして、人家からかなりの距離が離れているので、影響はございません。景観は、後ほど御説明しますが、蕪崎市の環境計画を遵守して計画していきたいと思っております。

続きまして、4 ページの下の方の文化財ですが、当該地域に埋蔵文化財包蔵地はございません。しかし、何か出た場合は、教育委員会に報告し、御指導を受けるようにします。

5 ページですが、(g)の動植物・生態系です。今回、動植物を把握するために現況調査を実施して、確認された希少種等については、保全措置を実施します。ただ、動物の移動については、アニマルパスを設けて、大型動物は上の方から池の方に行けるように、自由に行けるように考えています。小さい動物については、フェンスの下に通路を設けて自由に行き来できるように配慮いたします。また、景観ですが、蕪崎市景観計画で、当該地域は景観計画区域・山岳森林ゾーンに指定されております。こちらに太陽光を設置する場合には規定が決められていまして、太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、変電所、フェンス等は黒又は濃紺などに色を統一すること、優れた眺望箇所から視認できる場所ではできるだけ避け、やむを得ず視認できる場所に設置する場合は、周辺景観と調和するよう位置・形態・意匠・色彩等を配慮すること、また、3つ目に土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲の環境に違和感のないように配慮するよう景観基準に決められており、私どもは、蕪崎市と景観基準に従って、協議をしながら計画を進めていきたいと考えております。

4番のその他ですが、我々としては、今回の計画をするにあたっては、山梨県、蕪崎市、地権者様、地元自治区と協議しながら進めていきたいと思っております。

6 ページですが、今回、発電所を作るにあたって、推定年間発電量は24,000MWhで一般家庭の約6,700世帯分の年間電力に相当し、CO₂削減量としては、年間約16,000tであ

ります。今回、この施設を作ることによって、経済的な効果としては、償却資産税として20年間に約4億円を蕪崎市に納めます。造成や設備にあたっては、造成については、早野組様、太陽光については、JFEプラントエンジニアリング様をお願いしますが、2次業者、3次業者については、できるだけ地元の会社様、蕪崎市ですとか山梨県内の会社様に発注するようお願いし、地域の経済的な活性をさせていただきたいと考えています。また、太陽光の工事期間中や売電中は環境が維持管理できるようにさせていただきます。地元の住民や小学生が太陽光発電の見学を予定して、地域の環境教育に貢献させていただきます。

最後に工事概要ですが、計画については、先程から御説明しているとおり19Mの太陽光を作る予定です。今後のスケジュールですが、当該第三分類事業の判定、林地開発、蕪崎市景観計画、蕪崎市開発等の関係でスケジュールが変わってくる場合もございますが、概ね来年の10月くらいから伐採等の工事をさせていただいて、平成30年10月から太陽光の本体工事、平成32年3月の3年後から売電開始を予定しています。太陽光に関する説明は以上でございます。

(議長(坂本会長))

ここまでの中で何かあるでしょうか。なければ、資料4について、希少動植物以外についてご御説明をお願いします。

(事業者(篠田氏))

これは山梨県第三分類事業の判定でございまして、それぞれの基準に照らし合わせて、判断する素材として入手可能な資料をまとめました。ボリュームがありますので、中身には踏みこまずに、どういう資料なのかということの説明し、後で質問を受けたいと思います。

まず、資料4の目次ですが、大きく3つの構成になっておりまして、地域の自然環境について、地域の社会環境について、3番目として、環境法令等に係る項目になっています。

1ページですが、地形、地質、土壌について書いてあります。5ページからは水系、6ページに事業地と周囲の水系が書いてありまして、当事業地から流れる河川は権現沢川で、事業地付近では、おそらく水が流れていないと思われます。権現沢川は下って、蕪崎市の市街地付近で支流の塩川に合流しまして、塩川は一級河川の富士川に合流する形になっています。9ページ、10ページは気象についてです。気象のいくつかは数字が書いてありますが、気温、降水量、積雪量と日照時間が書いてありますが、カッコして蕪崎、甲府とある場合は、気象台あるいは気象観測所のデータでございます。網掛けで事業地としてあるのは、メッシュ平年値というのがあり、計算上、事業地の場所がどういう気象条件なのか、蕪崎が甲府の気象台から標高400~500m高いので、気温は3くらい低いということになっております。11ページを御覧ください。動植物・生態系ですが、既存資料と実際に現地調査を実施して、より正確に行いました。第三分類事業の判定ということもあるが、なるべく、計画の早い段階で、希少種等の存在を明らかにして、対策を立てるということであります。12ページは現況調査の実施状況の概要です。13ページ以降は、どういう調査をしたのかを示してあります。19ページを御覧ください。植生です。20ページは既存の資料からの引用で、現存植生図ですが、環境省の資料でして、数字の3はアカマツの植林で、

緑色で示されているのが、クリーミズナラ群落、主にコナラが中心で、主に現況はこの植生図が反映されています。23 ページを御覧ください。植物について現況調査から示してあります。表の見方だけを、動物も共通ですので御説明します。24 ページを御覧ください。植物の場合は、現況調査だけですが、種名が書いてありまして、二重丸がレッドリストの希少種です。白丸で示してあるのが、こちらで独自に地域で重要だと思われるものにチェックしてあります。30 ページ、31 ページは動物哺乳類です。動物については、既存の資料からも入手しました。32 ページは鳥類です。39 ページは爬虫類、41 ページは両生類、43 ページは魚類、45 ページは昆虫類、昆虫類は現況調査のみです。53 ページは底生動物ですが、河川に水が流れておりませんので、既存文献での調査をしましたが、現況調査は実施していません。55 ページ以降に注目すべき動植物種を記載しておりますが、これは、後ほど、説明させていただきます。67 ページは景観、人と自然との触れ合いの場をまとめてあります。69 ページは既存資料からのものですが、事業地周辺の自然景観資源、特定植物群落の分布図です。薄い赤で囲ってありますが、黒富士火山の自然景観資源であって、事業地はこれに含まれています。

70 ページを御覧ください。ここでは、事業地がどこから見えるか、逆に言えば、事業地からどこが見えるかをシミュレーションしたものです。ピンク色で示したものが視認可能域ということになります。視認可能域の計算方法ですが、事業地の標高の高い所に基準点を置きまして、さらにそこから高さ 5m の高さで計算してあります。微地形や樹木については、考慮されて無くて、まっさらな土地の高さ 5m の位置に物を置いたときにどこまで見えるかという前提で計算したものであります。71 ページを御覧ください。お示ししました表 1-5-2 の視認可能域の中から、東西南北の方向で通常はだいたい広い面開発の場合は、10km の範囲で各方面からかつ人が利用する眺望点を抽出しました A~H であります。その各眺望点から事業用地がどのように見えるか、シミュレーションいたしまして、表に事業地の視角とありますが、水平見込角と垂直視角がございまして、G の水ヶ森、H の甘利山からは見えないこととなります。72 ページを御覧ください。もう少し拡大した 10km の円と 5km の円がありますが、全体的な斜面の角度もありますが、南西側に主要な眺望点があるようになっていきます。73 ページ以降は実際の眺望点からの眺望の様子と眺望のシミュレーションが示してあります。74 ページは茅ヶ岳からの眺望の様子です。赤で囲ってあるのは何も遮蔽される物がない場合の事業地です。茅ヶ岳は距離が近いものですから、水平見込角が 10 度で、もし見えれば、かなり大きく見えると思われそうですが、上の写真でもありますように、落葉期でも 15m くらいのミズナラで遮蔽されており、事業地は事実上見えないうらと考えられます。75 ページ、76 ページは葦崎の平和観音から見た状況です。水平見込角が 3 度なので、よほど、光るものや異質な物でなければ、肉眼では認知できないのではないかと考えられます。77 ページ、78 ページは新府城跡ですが、事業地は見えません。79 ページはラザウォーク甲斐双葉ですが、見えない状況です。80 ページは武田八幡宮ですが、見えないうらと考えます。82 ページは甲斐市の赤坂台総合公園ですが、見えないと考えます。唯一、東側にある眺望点の水ヶ森ですが、見えません。甘利山ですが、上から見下ろす形ですが、距離が 13.5km ありまして、おそらく見えないうらではないかと思えます。

86 ページからですが、圍繞景観です。距離の近い事業地周辺の近景域を対象として、視

覚的に捕らえるのではなくて、立体的に捕らえたものを 87 ページ以降に自然的な要素、山道とか、かつて、コナラを利用していた跡がある里山景観だとか、キノコ採りだとか、また、歴史的要素では、神社や石造物があり、社会的要素としては、ため池とかがあり、その分布が 89 ページにあります。圍繞景観の調査範囲は穂坂町柳平地区です。

(議長(坂本会長))

その後の地域の社会環境や環境法令については、省略させていただきます。

あらかじめ資料については委員の方にお送りしてありますので、この資料の中の自然環境のところが中心で、それについて、御質問、御意見を委員の方からお願いしたいと思います。福原委員、どうぞ。

(福原委員)

資料 3 のところについて説明がございましたが、資料 3 の中に、蕪崎市の景観計画の山岳森林ゾーンがあるとか、いろいろな制限といったらおかしいですが、規制しているようなところにあえて、この事業を持ってきた、どうして最初からこういう場所に持ってきたのかということをお伺いしたい。

(事業者(五島社長))

経緯について申し上げますと、この条例ができる前に、実は地権者や地元の方との話し合いが始まっており、ちょうど我々が事業化しようとする時と同時に、条例ができたような経緯でございまして、最初から条例があったというわけではないということです。

(福原委員)

はい、それはわかりました。しかしながら、結果的には、このような場所が、一種の遺産・レジェンドというオーバーですけれども、付加価値があるとか、保全すべきところだということを検討した結果、蕪崎市や県が場所を選定し、決めてきたと思っています。たまたま環境保全すべき場所と事業場所が重なったわけですが、重なっている今の状況で、御社としてはどのような考えをお持ちですか。

(事業者(五島社長))

もちろん、その土地の使われてきた経緯・経過を、まず、第一に考えます。こちらの土地に、私も 2 回ほど中に入らせていただき、地歴も調査させていただいたが、かつては別荘地であったり、リゾート開発であったり、そういったもので、平成元年度前後に、かなり土地が動いていたようでございます。その後、結果として事業者の方からある宗教法人に土地が譲渡され、そのまま放置された状況であったというふうに聞いております。

その上で地元の方にお会いして、御意見を聞いたうえで、私も中に入りましたが、アカマツがいたるところで倒れ、全く手がつけられない状況でございましたので、私どもとしては、景観に配慮し、地元にも配慮し、なおかつ給排水設備や、排水施設をしっかりと作ることによって、むしろ、おっしゃったとおり重要な地域であります。地域に貢献できる面、もちろんエネルギーの面、安心の面でもできるのではないかという判断のもとに、事

業化しようということで、地元と協議にさせていただいているわけでありませう。

(福原委員)

わかりました。続いて質問よろしいですか。私も初めてあの場所に行きましたが、スロープが、そんなに急峻ではなく、人も入りやすいし、今改めて見直されつつある里山や里海というところにも該当するようになるエリアでもあると私は思っています。もちろん地元の人たちが活用しなければ、まともな里山にはならないと思いますが、そういう潜在的な財産価値のある要素を含んでいると私は思っているのです、それで今のような質問を申し上げました。それが一つ。

それからもう一つ、これは後で聞いてもよろしいのかなと思ったのですが、どのような工事をやりますということが、工事の概要書に書いてあります。20年間当事業に使用するとしています。そうしたときに、私は他の事業にも同じような質問をするのですが、事業が終了した後、ソーラーのモジュールのリサイクルや終了後の対応について、御社は全国色々なところで事業をやっているところから、どういうポリシーで今後対応していく可能性があるのかお伺いしたい。

(事業者(五島社長))

まず、基本的なポリシーとしては、20年とは思っておりませう。原則30年は使っていけると思っております。むしろFIT制度が終わった後、約8円程度のコストで、電力がつかれると我々は計算しております。その間が本当の貢献だろうと思っております。それにはきちんとしたメンテナンスや、地域の一住民として生きていくことが非常に大切だと思っております。その後ですけれども、もちろんリサイクルということも視野に入れておりますし、今回、杭でやるということも地中にあまりいろいろなものを残さないということも考えたうえでやっております。

万が一、20年後には撤去しなければいけないという場合には、我々の事業費の中から毎年積み立てをしております。それは撤去の積み立て、現状、今、約総建築費の5%程度の積み立てをしております。なかには自治体の土地の場合には、それを預託しているケースもございます。

基本的には、寄付をするとか、いろいろな話もありますが、最終的には、やはりFITが終わる2、3年前にもう一度話し合いをしよう、それは、地域住民の方も含めて、当然、経済環境、周囲の環境、先程おっしゃられたとおり、もしかしたら一部はやめて里山で、広場にしたらいいとか、地元の意見があるかもしれない。今決められないので、お互いに協議しましょうというスタンスにしております。

(福原委員)

わかりました。他の県でいろいろあると思いますが、なぜ、こんなことを聞いているかと言いますと、同じ県内でも、当初申請していた事業者と、実際に動き出したときの事業者が変わったことがよくある。御社は責任を持って最後まで、例えば仮に進められるということになったとしたら、責任を持って運用して、その責任はすべて御社の中できちっと対応していくという、そういう理解でよろしいですか。

(事業者(五島社長))

おっしゃるとおりです。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。他に御意見をいただきます。佐藤先生。

(佐藤委員)

鳥類を専門としています。そちらから質問を。資料4の63ページにマップがありまして、猛禽類の巣の位置を示したマップですが、事業予定地の中にある白抜きの星印は、先ほど午前中に見せていただきました。黒いほうは、時間がなくて見られなかったのですが、書いてあるとおりだとすれば、それなりに大型の猛禽が作った巣だということは一目瞭然です。あのエリアで大型というと、当然ここにあるノスリ、ハイタカ、オオタカは当然でできます。特にオオタカについては、もしオオタカの巣の可能性があるのであれば、いろいろ考えなければいけないことがたくさんでできます。希少種扱いなので。現状10月しか調査をされていないのですよね。生物調査をね。先ほど御説明のときに、来年10月には伐採を始めると言っていました。さすがに、鳥類とか生き物は、最低限ワンシーズンはきちんと見ていただかないと、その痕跡が何者であるかとはっきりしないことが多いです。四季を通じて見るのが大事です。特に繁殖期間中の調査が重要になります。ですから、この巣の持ち主が何者かを正確に判定をしていただいたあとの判断ということになっていくのではないかと、私は思います。

それと、鳥類は、当然翼をもっていますので、この事業地、約30haのエリアだけではなく、周辺部をどんなふうに鳥類が活用しているのかということも大変重要になってきて、この30haどころでない広大なエリアを自由に飛び交うのが鳥類の生態ですので、周辺部がどうなっているのかということは、これほどの詳細な調査をしなくても、ざくっと、周辺部にオオタカがいますねとか、そういうことは、ある程度類推できるような今後の調査をお願いしたいなあというように思います。

それと、直接関係ないかのもかもしれないが、鳥類以外で、一つだけ気になることがあって、葎崎昇仙峡線の道路を権現沢川が下をくぐっていますが、その部分に、先ほど山梨県が建てた土石流危険渓流という看板が建っていましたけれども、資料を読む限りは、どこにもそんなことはでてこないのですが、それはどの部分なのでしょう。事務局に伺いたいのですが。

(事務局(石井副主幹))

先ほどの資料3の中で5ページの3)にあるとおり、事務局で調べたところ、この地域の一部、西側が、土砂災害警戒区域に指定されていることになっています。ここで事業を進めることになれば、砂防指定区やそういったところを確認していただいて、それなりの許可等が必要になってくるかと思えます。

(佐藤委員)

土砂災害警戒区域と土石流危険渓流とは、どういう説明になるのですか。

(事務局(石井副主幹))

私も詳細は把握していませんが、恐らく、その地域一帯を土砂災害警戒区域に指定していて、個々に砂防指定地とか、その他の地域に指定されている。そういうものではないかと思います。

(佐藤委員)

他の案件で、土石流危険渓流指定河川というのは、その河川のそこに降った雨の集水面積で単純に計算しているというふうに伺っています。例えば流域が30ha以上あれば、それは土石流危険渓流だというふうに指定して、各県が、日本全国、全部の都道府県がやっているわけですが、そうなっているわけです。

それに対して、今回の30ha近くというのは、土地表面の改修をしてしまうわけですから、どんなことになるのかちょっと不安でありますのと、先ほど事業者さんが説明した時の折り込んであるパネルの図面6-1ですか、ここに確かに緑地で囲まれた部分があるわけですが、外側にある黒い線で土地の筆が囲んでいるようになっている線は何なのでしょう。

(事業者(壩水尾氏))

私のほうから御説明させていただきたいのですが、まず事業の概要の3ページを見ていただいてよろしいですか。3ページの(d)防災計画、こちらに書いてあるのは、事業地の一部が砂防指定地、権現沢川沿線20m及び土砂災害警戒区域に指定されていることから、該当する箇所については、県の指針に基づき、防災対策を講じます。具体的には、砂防指定地内行為許可申請に準拠して実施します。

具体的地域は、水が流れていない川がこちらにあります。その沿線約20mの区域でございます。実はしっかりした測量をこれからしなければいけません。基本的に残地森林のところは主でございます。若干これがパネルにかかるかもしれないです。これについては、詳細な測量をこれから行いますので、仮にかかっていたとしたら、県と協議いたしまして、砂防指定地内行為の申請がありますので、そういった申請に基づいてパネルを設置する。設置できない場合は、そこには設置しないという協議を、このあと進めていきたいと思っています。

(議長(坂本会長))

はい、佐藤委員

(佐藤委員)

ここで質問したのは、別の案件で、やはりこういう排水池を作って、それが溢れて下流に土砂を出したという案件が、ついこの1年ぐらいにございましたので、そんなにうまくいくのでしょうかと、非常に心配です。土石流危険渓流指定を受けているということは、その流域に、ある一定量の大雨が降れば、あの何も無い川がきっと溢れるから、そういう指定をしているのですよね。そのことをよく承知の上で、やっていただけるということに

ならないと、既に失敗した例があります。それから、この緑地帯ですが、これは現状の植生に準拠して残すということですか。

(事業者(塚水尾氏))

そのとおりです。

(佐藤委員)

そうであれば、今日、午前中入った取り付け道のところから、車道を挟んで、向こう側の別な方が設置しているパネルがすっかり見とおせたわけですが、それは道路側からもすっかり見えることを意味していて、説明が全然矛盾していて、遮蔽に全くなならない。夏の間はなっても、冬の間は全くなならない。あの地域は、高地で、標高が高く、落葉も早いので、半年間は、全部すけて見えてくるのではないかと思います。

(議長(坂本会長))

とりあえず、今、すぐ答えられないことはいいです。もう少し検討してから次回にでもお願いします。あるいは、文書で答えてください。早野組さん何かありますか。いいですか。大丈夫ですね。それでは、今のような御意見や、景観の話について、もう少し、うまい説明ができないか、お考えいただけたらと思います。他に御質問いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(工藤委員)

私は大気の担当をしておりますが、工事車両は、低公害、それから低排出をお使いいただくということで、あまり問題視はしてはいないのですが、ただ今、佐藤委員のほうから御指摘のあった水災害のことにつきましては、今後、20年、30年の長期間にわたって御利用なされることを考えると、地球温暖化の影響としての雨の降り方が、今後大きく変わってくると思われます。これまで経験していなかったような、想定外の短時間豪雨とか、あるいは、長く降り続く大雨が、今後、起こる可能性を考えないといけないと思います。

かつ、今日、現地で伺ったところによりますと、表土が薄くて、その下は非常に硬い岩盤になっていると。私は、そちらのほうの専門ではないのですが、そういった表土というのは、非常に流れやすいのではないかというふうな想像ができます。温暖化の影響という観点で、現状の環境のみではなくて、将来も考慮にいた環境保全と災害の防止を考えていかなければいけないのではないかというふうに思いました。

残地森林の件で、現場でお話ししたのですが、松くい虫が今後あの地域にも強く影響を及ぼしかねない中で、今すけすけに残っているマツも枯れてしまうと、すっかり丸見えということにもならないといえませんが、そのあたりも、長期の視点から、そういった場合には、どうするかということ、今のうちから考えておいたほうがよいのではないかと思います。

(議長(坂本会長))

残地森林と景観について、何かありますか。

(事業者(五島社長))

ありがとうございます。1点だけ、まず、防災、雨量の計算ですが、もちろん今後、県の林地開発に伴って、推定される雨量を、ベースをどこに置くかを含めて、計算をしてみたい。

私どもが実際に今行っている群馬県については、想定をはるかに超えるような雨の数値を採用したうえで、実際に、約1万坪以上くらいの調整池をつくって、地元の方に笑われるくらいです。企業としては、当然災害を起こしては元も子もないので、それについては、十分安全、もちろん昨今おっしゃるとおり集中豪雨も多いので、万全を期していきたい。想定されるものはきちっと対応したい。

あともう一つ森林の種類ですが、実は地元の方の御要望で、あの木を残してほしい。アカマツをですね。というお声があって、景観にもこれから配慮しながら、地元とも協議しながら決めていきますが、もちろん松くい虫が食って、被害が及んでは元も子もないので、しっかりとそのへんは考慮していく計画でございます。

(議長(坂本会長))

30年確率とは、今までの30年確率ですか。

(事業者(五島社長))

そうです。はい。

(議長(坂本会長))

また、別の方法かなんかも考えてください。それから、景観のことについては、先ほどの話にもありましたけど、本当に何もなくなるとどうなるか。景観の説明ですが、一番見えるのは道からの景観で、それも作っておいたほうが、住民説明では有益ではないかと思えます。他に御質問いかがでしょうか。はい、湯本委員。

(湯本委員)

先ほど、10月から伐採というふうなお話がありましたが、実際、この調査をされたのは10月1回の調査で、シーズンから見ると、生物の面からすると、動かなくなっただけの調査と言ってもいいような時期なわけで、事業が始まるまでには間に合わない。アセスがあるかどうかわかりません。判定はまだですから、わかりませんが、少なくとも、何としても、そこまでの間の調査は必要じゃないか。そうでなければ、ある意味、判定の基準がとれないというふうに思います。

(議長(坂本会長))

これは判定のための情報として資料をいただいておりますが、その情報が1年をとおしてなく、不十分ではないかというようなお考えかと思えますので、そのへん、御検討いただければと思います。では、鈴木委員。

(鈴木委員)

私も同じ件でして、春植物や動物かなんかの調査をやって、そこで見つかった稀少生物に関しては、移植なり、保護することを、できれば担保していただくことが必要であることが一点と、先ほどの松枯れの話は、何度もでてくると思いますので、これに関しても、松枯れ等があった場合は、工事中から、それから完成後も含めて、できるだけすみやかに伐採等をやるというようなことを、自分としては、ぜひ記入していただきたい。

(議長(坂本会長))

はい。ありがとうございました。他に御意見いかがですか。どうぞ。

(後藤委員)

山梨大の後藤です。地形、地質、地盤を専門にしております。先ほどの、A4横の資料の5ページでございますが、その3番にありますように、土砂災害警戒区域、本文の概要では特別区域というふうにありますので、事業用地の西側は土砂災害警戒区域にかかっている、事業用地の一部がかかっているということなので、地図にはありませんでしょうか。資料集にありますでしょうか。

あと山岳森林ゾーンの立地を避けるべきエリア内の地図はありますか。それをきちんとつけていただいて、事業用地との関係をやはり地図上でお示していただかないと、うまく議論はできないと思います。

(議長(坂本会長))

地図等の情報の不足につきましては、あらためて皆様に聞いて、御連絡して情報提供を、次の会議とは言わず、それより前に情報提供をしていただきたい。

(事業者(五島社長))

概要についている地図がありますので、それに、今おっしゃっていた情報を重ね合わせるかたちで、一覧でできるようなかたちで、お示ししたいと思います。

(議長(坂本会長))

こちらとしては、年内には、経緯を整理して、こういうふうなものを出してくださいと言いたいと思います。それから、ここで、欠席の委員からの意見というのをお伝えしたいと思います。事務局お願いします。

(事務局(石井副主幹))

それでは、本日、欠席されております早見委員からあらかじめ意見をもらっております。時間もあまりありませんので、概要だけ説明させていただきます。

まず、1点目でございます。ため池が当該施設に隣接してあるが、周辺では河川も遠く、多くの哺乳類、両性・爬虫類・昆虫類等が、この水を生息の拠り所に行っていると考えられます。特にため池を中心とした生物相を明確にする必要があると思われれます。設置に当たっては風、光の環境が急変しない対策が必要だと考えています。また、東側の森林と池と

の間を分断するため、動物の行動圏を遮断する形になるのでより効果的なアニマルパスの設計も課題と思われます。

2点目ですが、道路の東側に作られる今回の施設は、この地域の気象環境を大きく変えるため、この集落や一帯の環境への影響は大きいと思います。

3点目です。今回の施設はさらに一帯の景観を一新するほど大きいため、特に鳥類にとっては影響が大きいので、そのための精緻な調査、対策が望まれるのではないかと考えます。

4点目です。施設などの整備に関しては、できるだけ自然植生を萌芽させ、定期的に刈りこむなどの方向が望まれます。また、コンクリートや防御シートなどによる雑草対策は避けるべきと考えます。以上でございます。

(議長(坂本会長))

これについても、他の意見と一緒にまた御質問の形にしますが、今の時点で何か答えていただけますか。

(事業者(五島社長))

防草シートのことをおっしゃっているのだと思いますが、基本的にそうすることをするつもりはございませんので、基本的には、外来種はなるべくいれず、地元の農業とか、そういったものに影響の出ないような種を選定して、基本的に緑で覆うというようなことを基本としております。

(議長(坂本会長))

はい、ありがとうございます。それでは、猛禽類以外の前半の部分について、他にいかがでしょうか。どうぞ。

(後藤委員)

地形、地質について、教えてもらっていいでしょうか。資料4の冊子の1ページから3ページで、先ほども質問もありましたが、あのあたりの地質は、ここにも書いていますように、茅ヶ岳とか黒富士破砕流の火山破屑物で、そこだけ、平たく段丘のようになっていますので、恐らく段丘面のような作用で、あの地形はつくられたと思います。段丘ですから、崖があるわけで、その崖が非常に不安定化して、それは可能性ですが、斜面崩壊、崖崩れ等が起きる可能性があるということで、もう少し、この現地の地形・地質の情報を、例えば、地盤のやわらかさとか、そういったことは、情報としてないのでしょうか。露頭がどこかでているところで、観察されたとか。

(議長(坂本会長))

現時点で調査した結果が、書かれております。

(後藤委員)

火山灰、破屑物、火砕流、こういった地質であるかとかないでしょうか。

(事業者(篠田氏))

たぶんボーリング調査でもしないと。

生物調査の話でございましたが、第三分類資料の関係にあたっては、資料というのは、現時点で入手可能な資料という前提がございます。しかしながら、既存資料だけでは不十分なところがあるところについて、現況調査をしたところです。

(議長(坂本会長))

後藤先生は、現況調査が必要、鈴木先生からも必要かもしれないとのこと。

(後藤委員)

露頭調査、東側に航空写真を見ると、森林がない部分があるので、そういった露頭調査で、自分は見えてくるとおもいますが。

(事業者(篠田氏))

このあたりですか。

(後藤委員)

はい。

(事業者(篠田氏))

敷地外です。

(後藤委員)

敷地外ですか。敷地内には露頭はないでしょうか。写真で見る限りは、そんなふうに見えませんが。

(事業者(五島社長))

ゴルフ場か、もしくは別の方の敷地です。

(後藤委員)

今日、葉っぱをとると、露頭が見えるのですね。現況調査ですけれども、地形、地質はもう少し情報があると思います。例えば産総研のシームレス地質図、地形図、地すべり地形分布図とか。多くの情報が公開されていますので、この経済企画庁だけのものだけではなくて、いろんな情報があります。

露頭調査、葉っぱをとるぐらいで、地表の様子、こういうものがでてきますので、もちろんボーリングをせずに、踏査で、ある程度わかるような調査もあります。

(議長(坂本会長))

後藤委員の御指摘は、既存資料は他にもあるはずということです。

(事業者(五島社長))

当社のほうでも探してみます。

(議長(坂本会長))

ここで、いったん締めて、稀少種の話をしてよろしいでしょうか。はい。福原委員。

(福原委員)

もう1度お伺いしてよろしいですか。最初の全体的な質問の続きのような質問ですが、事業規模でいうと、また以前に何度か経験しているものと同じような規模であると思えました。どういうことかという、俗にいう変な言葉ですが、過去の事業申請案件で現在、塩漬けのところ県内にもけっこうあります。例えばですが、御社の場合には約29ha弱にせざるをえなかった。あるいは30haをオーバーしてもよかったとか、規模について29haにせざるをえなかった理由はどうしてでしょうか。理由なり何かお考えがあるのででしょうか。

(事業者(五島社長))

基本的には、東京電力の系統との関係で決めております。電気の容量が入らないの関係だけでございます。特に、おっしゃる意見はよくわかっていて、超えたっていいのではないかと、超えてしっかりアセスをやってということは。これは完全に繋げる繋げないかの限界の関係です。このパワーコンディショナーの容量なので、そこに設置するためというところがこれくらいの大きさになってしまうということでございます。

(議長(坂本会長))

それはどこの会社でもそんな感じということですか。

(事業者(五島社長))

はい。

(福原委員)

そうすると、平たく申し上げますならば、現在第三分類になっていますが、第二分類事業と同じように扱われても、大丈夫だということが言えるわけですね。

(事業者(五島社長))

それは、私がどうこういうことではないので、規定その他に則ってやっていただければと思います。

(福原委員)

私は音が専門ですが、今回の事業について多くのことで、乖離しない部分があるのでお伺いします。最初の説明の時に、太陽光パネルや、パワーコンディショナーが、全部メイドインチャイナ(中国製)のものを使われるとなっているようですが。先ほどの御説明の

時に、最適なものを用意していくと言われました。このような言葉でいう、最適とはどういうものでしょうか。どのような意図で最適という説明をされ、私たちはどのように理解すればいいのでしょうか。

(事業者(五島社長))

クオリティーです。まず一番はクオリティー。それとコスト、納期であるとか、性能。言わば、総合的だと思います。要は一番大事なものは信頼性だと思いますが、その中で当然、技術は進歩しております。その中で一番いいものを選んでいくというようなことが、現状です。

(福原委員)

わかりました。最後の部分で、高圧の変電の部分で、低周波が民家から百メートル離れているから問題とならないという言い方をしておられましたけれども、基本的には、百メートル離れているから問題にならないという意味ではなくて、本来ならば、その環境がどのような環境であり、そこで発生する、低周波、音でも振動でもいいのですが、現状に対して負荷にならないような考えを持って説明をしているのかどうなのかなと、私は疑問に思っています。距離が百メートルあれば問題ないということ如果说うのであれば、このパワーコンディショナーのスペクトルと言いますか、周波数の成分だとか、あるいは音響パワーレベルであるとか、データを把握、明確にしてこの場所で例えば低周波に関しては、設備の配置や位置をこのように決め、運用(運転)はこのように行うので、問題とならないということと言わないと、理解できないのですが、その辺のところはいかがですか。

(事業者(五島社長))

申し訳ありません。それについてはおっしゃるとおりだと思います。すみません。31箇所です。今回のパワーコンディショナーも実は使っています。かつては、群馬のほうでも、問題にさせていただいた経緯があって、測定をしました。

(議長(坂本会長))

データがあるということですね。それを示していただけると、大変ありがたかったです。また、御検討ください。

時間もありますので、小林先生は、また希少種のこと、いろいろ御発言いただけたと思いますので、一旦ここで、前半部分を締めさせていただきます、また時間がありません、戻りたいと思います。

では、次は、希少動植物に関する審議に移りたいと思います。会議の冒頭にお答えしましたように、この部分については報道関係者及び傍聴人の方は一旦退出してください。

よろしければ、2階のホールでお待ちくだされば、非公開部分が終了したところで、御連絡いたします。

【議題2 いちご葎崎穂坂町柳平 ECO 発電所 第三分類事業届出書について 希少動植物に係る審議 非公開】

< 報道関係者・傍聴人 入室 >

【議題2 いちご葎崎穂坂町柳平 ECO 発電所 第三分類事業届出書について 審議・とりまとめ】

(議長(坂本会長))

それでは、残りの時間もそうございませんけど、えー、まあ全体を通して。それから、特別なことでもよろしいですから、追加のご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

(福原委員)

一ついいですか。

(議長(坂本会長))

はい。どうぞ。

(福原委員)

景観条例を作成した地方自治体として葎崎市の人をお願いをしたいのですが、本事業をみたときに、ソーラーシステムがあつた場所にできることを景観条例と対応したときに、どのようなレイアウト・規模であることが望ましいのか、そういう意見を次の機会までに何かまとめて出させていただくと大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局(石井副主幹))

はい。事務局としまして、葎崎市の方をお願いして、そういった意見を参考資料として、次回には提出するような形でお願いしたいと思っております。

(議長(坂本会長))

今回の会議があつて、それから葎崎市の意見とか、あるいは、できれば住民説明の時の様子とかもあわせたようなことで、次回また、ご説明いただければ、いいですよな？

(福原委員)

そうですね。はい。

(事務局(石井副主幹))

では、葎崎市意見と後、住民説明の対応状況ってことですね。

(議長(坂本会長))

そうです。

(福原委員)

業者との間に。

(事務局(石井副主幹))

それを次回の時には資料として出すようにしたいと思います。

(議長(坂本会長))

あと、細かい資料のお願いっていうのは、今日いらっしゃらない委員の方も含めて、意見を聴取したいと思っています。他にいかがでしょうか。

(後藤委員)

今日、調査に行った時に碑がありました。碑の中に土砂災害が発生したという風に書いてありましたが、あの地域の災害履歴は、葦崎町史にありますか。探せる範囲で土砂災害の履歴があるかどうか教えていただきたいと思います。

伝えていかなければならないとか、水不足の中で土砂災害が起きているとか、それを伝えていかなければならないというような碑だったと思います。

(議長(坂本会長))

事業者さんで調べていただくといいのですが、わからなければ、葦崎市にお聞きいただければわかるのかもしれませんが。よろしくお願いします。

(事業者(五島社長))

あの池の脇にある碑ですね。

(議長(坂本会長))

ええ。他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

先程、私の質問が悪くて、ちょっとお答えいただけなかったのですが、この折り込みの図面の6の1で、番地がいっぱい入っているところで、事業地外の北側と南側に、この黒い実線で囲んだ地目がありますけども、これは、御社の土地なのでしょうか。

(議長(坂本会長))

アニマルパスが書いてあるところの。

(佐藤委員)

アニマルパスと重複している部分ですね、南側は。北側はこう、ちょっと、あえて、ま

た、故意に黒い実線で囲んである地番がありますけども。

(事業者(堰水尾氏))

お借りしている土地なのですが、太陽光発電所としては、全く使える土地ではないので、今回は外させていただいているところでございます。

(佐藤委員)

御社の土地ですね。

(事業者(堰水尾氏))

そうですね。はい。

(佐藤委員)

ということであれば、別の、今日欠席している委員の方から、意見もありましたけども、この2つある池の周囲というのは確かにその、動物や昆虫や鳥類にとって、水があって、非常に重要なポイントになるんですね。それを考えると、このここにある古い、なんか住宅が森の中にありましたけども、その部分にも、パネルを設置することになっておりますが、まあ、こういった部分は別な土地側に、転用していただいて、なるべくこの池からはあの、百メートルとかを指定していましたが、ある程度、まとまった緑地をやはり池の周りに残して、それが、アニマルパスと、きちんと連動するようにという風な配慮はしていただけないものでしょうか。

(事業者(五島社長))

十分対応は可能だと思っておりますので、全体面積の中で、左右させることは十分可能ということですよ。

(議長(坂本会長))

あの色を塗っているところは事業としてですが、それ以外のところもお借りするようなことになっているのであれば、その周辺環境も含めて、うまく、何かアイデアがないか、考えていただければありがたいと思っています。

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(福原委員)

すいません。些細なことなのですが、この資料の中の図面の右下の工事名称に柳平東と入っているのですが、情報というのは統一した方がいいと思うのです。

(事業者(堰水尾氏))

わかりました。

(事業者(五島社長))

すいません。実はちょっと別のところも、もう今やらないんですが、計画していた時期があって、そこと当地で西と東に分けていました。

(議長(坂本会長))

わかりました。他にいかがでしょうか。

(後藤委員)

同じ質問で申し訳ございません。資料、先ほどの図面6の1ですけども、黒いジグザグになっている南側の管理用道路の、というあの線で引いた文字がある下に、黒い鍵の敷地が、敷地境界線ということですけども、これはそちらから敷地として借りておられるということでしょうか。

色が付いているのが、事業を行うところでよろしいですか。

(事業者(五島社長))

そうですね。

(後藤委員)

白いところは何もしないと、そういう判断でよろしいか。じゃあどうしてジグザグになっているのですか

(事業者(五島社長))

それは、すいません。元々の所有者の方が使っていたものです。

(後藤委員)

そういうことですね。

(事業者(五島社長))

1回、昭和40年代前後に何かここでやろうとしたということは聞いていましたが、ちょっとその時にどういったことか私どもも承知はしていません。

(後藤委員)

わかりました。西側、北西の方にもジグザグありまして、その一部分が先ほどの土砂災害特別警戒区域に当たったり、当たらなかつたりしているのですけども、ということは、敷地境界線内の土地は御社が管理されて、そこで、例えば、土砂災害の発生区域と重なっていたら、何らかの、対応をされるということでしょうか。

(事業者(五島社長))

もちろんそうです。

(後藤委員)

わかりました。

(議長(坂本会長))

ありがとうございました。全体等を通して他にございますか。それでは、そろそろ時間ですので事業内容に関する説明を終了させていただきます。判定というのは、アセス手続より、難しいところもございまして、判定できるだけの情報を出していただきたいということですので、よろしくご協力お願いいたします。

事業者の方には回答をお願いするということで、委員の方にはご質問等がある場合は12月21日までに事務局までお願いします。ちょっと年末年始、お忙しいと思いますけれども、次回の審議会の前に、ご提出いただける資料があったらよろしくお願いいたします。それでは議題の2を終えまして、議題3その他ですがけど、何か他にみなさん、委員の方でございませうか。事務局も何かございませうか。

(事務局(石井副主幹))

特にございませぬ。

(議長(坂本会長))

はい。それでは議題3終了ということにさせていただきますして、本日の議題全て終わりました。ありがとうございました。

(事務局(曾根補佐))

坂本会長、どうもありがとうございました。最後確認なんです、あの追加の質問等がございましたら、あの委員の先生方は12月21日水曜日までに事務局にお伝えをお願いいたします。事業者の皆様には、お手数ですが、それに対するご回答をお願いいたします。

また、次回の審議会は1月16日月曜日を予定しております。

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。